

福岡市 赤ちゃんの駅 実施ガイドライン

本ガイドラインは、福岡市における「赤ちゃんの駅」事業実施にあたり、標準的な運用方法を定めたものである。

1 事業目的

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ替え等ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録することにより、安心して外出できる環境を整備し、子育て家庭の外出を支援するとともに、地域社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ることを目的とする。

2 利用対象

赤ちゃんの駅を利用することができる者は、原則として、授乳又はおむつ替えの必要がある乳幼児（概ね3歳未満の児童）連れの保護者等とする。

3 登録対象施設

赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市内の公共施設及び民間施設（以下、「施設」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する施設を除く。

- （１）政治活動を主たる目的とする施設
- （２）その他本事業にふさわしくないと市長が認めた施設

4 登録基準

赤ちゃんの駅としての登録基準は、次の（１）（２）の両方、もしくは一方を提供できる衛生面と安全面に配慮された施設とする。（１）（２）に加え、調乳用の湯の提供を行う場合は、（３）の基準を満たすこと。

（１）授乳の場の提供

四方を隔壁で仕切られた部屋、又はパーテーションやカーテン等で仕切られた場所など、利用者のプライバシーが守られたスペースで、椅子等授乳ができる設備が備えられていること。

（２）オムツ替えの場の提供

- ① ベビーベッド、おむつ交換台等乳幼児のおむつ替えが可能な設備があること。
- ② 紙おむつなどのごみは、利用者が持ち帰る。ただし、施設において専用のごみ箱等を用意している場合はこの限りではない。

（３）調乳用の湯の提供（調乳用の湯を提供する施設のみ）

厚生労働省のガイドライン（平成19年6月5日付け食安基発第0605001号、食安監発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、監視安全課長通知）に基づき、70℃以上に保ち、沸かしてから30分以上放置していないものを提供できること。

5 登録方法

- （１）赤ちゃんの駅として登録を希望する施設の管理者は、赤ちゃんの駅登録申請書に次の書類を添えて市長に提出する。

- ① 現況写真
- ② 設置場所を示す資料（施設平面図など。手書きでも可。）

- （２）市長は、赤ちゃんの駅登録申請書の提出があったときは審査を行い、登録基準を満たすと認めるときは、赤ちゃんの駅として登録し、赤ちゃんのステッカー等の掲示物（以下「掲示物」という。）を交付する。

6 登録内容変更及び解除

- （１）赤ちゃんの駅として登録された施設（以下「登録施設」という。）の管理者は、登録した内容の変更又は登録を解除しようとするときは、赤ちゃんの駅登録変更届又は登録解除届を市長に提出する。
- （２）市長は、登録施設が登録基準を満たさないことが明らかになったとき又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

7 表示

- （１）登録施設の管理者は、施設の出入口その他利用者の目のつきやすい場所に、交付を受けた掲示物を掲示し、適正に管理する。のぼりの設置にあたっては、歩行者の通行の障害にならないように注意する。
- （２）経年劣化等により掲示物が破損又は汚損した場合は、掲示物の再交付を受けることができる。

8 提供日及び時間

- (1) 登録施設の提供日や時間は、登録時に登録施設の管理者が決定する。
- (2) 登録施設の管理者は、臨時的に登録施設の提供を行わない日及び時間を決定することができる。

9 施設の管理及び利用の制限等

- (1) 赤ちゃんの駅は登録施設の管理者の責任において管理する。
- (2) おむつ交換台を備えている場合は、転落事故防止に配慮し必要な措置を行うなど、利用者の安全確保について十分な注意と配慮を行うこと。
- (3) 登録施設の管理者は、次のいずれかに該当するときは、赤ちゃんの駅の利用を拒み、若しくは制限し又は退去を命ずることができる。
 - ① 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。
 - ② 利用者が登録施設の管理者の指示に従わなかったとき。
 - ③ その他、施設管理上の支障があるとき。

10 広報

市のホームページや刊行物への掲載等により、登録施設を市民に広く周知する。市は、5（1）により提出を受けた現況写真等を広報に利用することができるものとする。

11 確認等

- (1) 市は登録施設に対して、必要に応じ、本事業の実施状況について確認することがある。
- (2) 前項の確認において、次の各号に該当する場合は、6（1）に定める赤ちゃんの駅登録変更届又は登録解除届の提出があったものとみなす。
 - ア 登録施設の管理者が、別途市が指定する様式に、変更すべき内容又は登録解除する旨を記載して提出したとき
 - イ 登録施設の閉鎖等、赤ちゃんの駅の登録を継続できないことが明らかとなったとき

12 個人情報の保護（※利用時に氏名等を特定する施設のみ）

- （１）登録施設の管理者は、本事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を適正に取り扱わなければならない。
- （２）前項の取り扱いに当たっては、個人情報保護法や福岡市個人情報保護条例など関係法令を順守しなければならない。

13 委 任

このガイドラインに定めるもののほか、「赤ちゃんの駅」実施にあたり必要な事項は市長がこれを定める。

附 則 このガイドラインは、平成21年10月1日から施行する。

附 則 このガイドラインは、令和4年6月1日から施行する。

附 則 このガイドラインは、令和4年11月25日から施行し、令和4年11月1日から適用する。

附 則 このガイドラインは、令和6年1月1日から施行する。

附 則 このガイドラインは、令和6年5月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。